

## 2.作業環境測定を行うべき作業場と測定の内容

作業環境測定を行うべき作業場	測定の内容	測定回数
土石、岩石、鉱物、金属または炭素粉じんを著しく発散する屋内作業場	空気中の粉じん濃度及び粉じん中の遊離ケイ酸含有率	6月以内ごとに1回
暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場 ※	気温、湿度、ふくしゃ熱	半月以内ごとに1回
著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回
炭酸ガス(CO <sub>2</sub> )が滞留する作業場	炭酸ガス(CO <sub>2</sub> )濃度	1月以内ごとに1回
28度を超える作業場 ※	気温	半月以内ごとに1回
通気設備のある作業場 ※	通気量	半月以内ごとに1回
中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所に供されている場所	一酸化炭素(CO)、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、室温、外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回
特定化学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回
特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	空気中の特別有機溶剤及び有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回
石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場	空気中の石綿濃度	6月以内ごとに1回
一定の鉛業務を行う屋内作業場	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回
酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	空気中の酸素(O <sub>2</sub> )濃度（第1種酸素欠乏危険作業）	作業開始前等ごと
	空気中の酸素(O <sub>2</sub> )及び硫化水素(H <sub>2</sub> S)濃度（第2種酸素欠乏危険作業）	
第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造、または取り扱う業務を行う屋内作業場	第1種または第2種有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回

※ 坑内の作業場について